

## 別 紙

## 新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改	正	後	改	正	前
措置法第29条の4(勤労者が受ける財産形成給付金等に係る課税の特例)関係			措置法第29条の3(勤労者が受ける財産形成給付金等に係る課税の特例)関係		
(用語の意義)			(用語の意義)		
<u>29の4—1</u> この措置法第29条の4関係において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。			<u>29の3—1</u> この措置法第29条の3関係において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。		
(1) (省略)			(1) (省略)		
(2) 財形給付金契約等 <u>措置法第29条の4</u> に規定する勤労者財産形成給付金契約又は第一種勤労者財産形成基金契約若しくは第二種勤労者財産形成基金契約をいう。			(2) 財形給付金契約等 <u>措置法第29条の3</u> に規定する勤労者財産形成給付金契約又は第一種勤労者財産形成基金契約若しくは第二種勤労者財産形成基金契約をいう。		
(3) 財形給付金 <u>措置法第29条の4</u> に規定する財産形成給付金をいう。			(3) 財形給付金 <u>措置法第29条の3</u> に規定する財産形成給付金をいう。		
(4) 第一種財形基金給付金 <u>措置法第29条の4</u> に規定する第一種財産形成基金給付金をいう。			(4) 第一種財形基金給付金 <u>措置法第29条の3</u> に規定する第一種財産形成基金給付金をいう。		
(5) 第二種財形基金給付金 <u>措置法第29条の4</u> に規定する第二種財産形成基金給付金をいう。			(5) 第二種財形基金給付金 <u>措置法第29条の3</u> に規定する第二種財産形成基金給付金をいう。		
(6) 財形給付金等 財形給付金又は第一種財形基金給付金若しくは第二種財形基金給付金をいう。			(6) 財形給付金等 財形給付金又は第一種財形基金給付金若しくは第二種財形基金給付金をいう。		
(7) 財形貯蓄契約等 財形法第6条の2第1項第2号((勤労者財産形成給付金契約等))に規定する勤労者財産形成貯蓄契約等をいう。			(7) 財形貯蓄契約等 財形法第6条の2第1項第2号((勤労者財産形成給付金契約等))に規定する勤労者財産形成貯蓄契約等をいう。		
(8) 基金 財形法第7条の4((基金の目的))に規定する勤労者財産形成基金をいう。			(8) 基金 財形法第7条の4((基金の目的))に規定する勤労者財産形成基金をいう。		
(財形給付金等の所得区分及び収入すべき時期)			(財形給付金等の所得区分及び収入すべき時期)		
<u>29の4—2</u> 勤労者が、財形給付金契約等に基づき一時金として支払を受ける財形給付金等に係る所得の所得区分及びその所得の総収入金額又は収入金額の収入すべき時期は、それぞれ次の表のとおりであるから留意する。			<u>29の3—2</u> 勤労者が、財形給付金契約等に基づき一時金として支払を受ける財形給付金等に係る所得の所得区分及びその所得の総収入金額又は収入金額の収入すべき時期は、それぞれ次の表のとおりであるから留意する。		

財形給付金等の所得区分及び収入すべき時期一覧表

措法……租税特別措置法  
措令……租税特別措置法施行令  
措規……租税特別措置法施行規則

項目 種類	支 払 理 由 等	所 得 区 分 等			収入すべき 時 期
		証明の有無	所得区分	根拠法令	
1 財 形 給 付 金	(1) 7年を経過した日ごとに支払われるもの(財形法6の2①六)		一時所得	措法29の4	財形法第6条の2第1項第6号に規定する7年を経過した日
	(2) ① 財形貯蓄契約等を締結している者でなくなったこと(財形法令20①一) ② 勤労者の死亡(財形法令20①一の二) ③ 当該契約に係る事業場の勤労者でなくなったこと(財形法令20①二) ④ 給与所得者の扶養控除等申告書を当該事業場を経由して提出する勤労者以外の者となったこと(財形法令20①三) ⑤ 勤労者に係る疾病、災害又は持家の取得を理由とする当該事業主を経由して行う給付金の支払の請求(財形法令20①四) ⑥ 上記⑤以外の理由による当該事業主を経由して行う給付金の支払の請求(財形法令20①五)		給与所得 非課税 (注) 1参照	措法29の4 措令19の5一 措規11の5①	中途支払理由が生じた日
	(3) 当該契約の解約(財形法令22一、二)		一時所得 (注) 3参照	措法29の4	解約の日

財形給付金等の所得区分及び収入すべき時期一覧表

措法……租税特別措置法  
措令……租税特別措置法施行令  
措規……租税特別措置法施行規則

項目 種類	支 払 理 由 等	所 得 区 分 等			収入すべき 時 期
		証明の有無	所得区分	根拠法令	
1 財 形 給 付 金	(1) 7年を経過した日ごとに支払われるもの(財形法6の2①六)		一時所得	措法29の3	財形法第6条の2第1項第6号に規定する7年を経過した日
	(2) ① 財形貯蓄契約等を締結している者でなくなったこと(財形法令20①一) ② 勤労者の死亡(財形法令20①一の二) ③ 当該契約に係る事業場の勤労者でなくなったこと(財形法令20①二) ④ 給与所得者の扶養控除等申告書を当該事業場を経由して提出する勤労者以外の者となったこと(財形法令20①三) ⑤ 勤労者に係る疾病、災害又は持家の取得を理由とする当該事業主を経由して行う給付金の支払の請求(財形法令20①四) ⑥ 上記⑤以外の理由による当該事業主を経由して行う給付金の支払の請求(財形法令20①五)		給与所得 非課税 (注) 1参照	措法29の3 措令19の4一 措規11の4①	中途支払理由が生じた日
	(3) 当該契約の解約(財形法令22一、二)		一時所得 (注) 3参照	措法29の3	解約の日

改 正 後					改 正 前				
第一種 財形 基金 給付 金	(1) 7年を経過した日ごとに支払われるもの(財形法6の3②六)		一時所得	措法29の4	財形法第6条の3第2項第6号に規定する7年を経過した日		一時所得	措法29の3	財形法第6条の3第2項第6号に規定する7年を経過した日
	① 財形貯蓄契約等を締結している者でなくなったこと(財形法令27の5①一)		給与所得	措法29の4 措令19の5二	中途支払理由が生じた日		給与所得	措法29の3 措令19の4二	中途支払理由が生じた日
	② 当該基金に対し脱退の申出をしたため、当該基金の加入員でなくなったこと(財形法令27の5①一の二)		同上	同上	同上		同上	同上	同上
	③ 勤労者が死亡したため、当該基金の加入員でなくなったこと(財形法令27の5①二)		非課税 ((注)1参照)				非課税 ((注)1参照)		
	④ 設立事業場の勤労者でなくなったため、当該基金の加入員でなくなったこと(財形法令27の5①三)		一時所得	措法29の4 措令19の5二	中途支払理由が生じた日		一時所得	措法29の3 措令19の4二	中途支払理由が生じた日
	⑤ 当該基金の規約により定められている資格を喪失したため、当該基金の加入員でなくなったこと(財形法令27の5①四)	事業主及び基金の証明あり ((注)4参照)	同上	措法29の4 措令19の5一 措規11の5②、③一	同上	事業主及び基金の証明あり ((注)4参照)	同上	措法29の3 措令19の4一 措規11の4②、③一	同上
	⑥ 給与所得者の扶養控除等申告書を当該事業場を経由して提出する勤労者以外の者となったため、当該基金の加入員でなくなったこと(財形法令27の5①五)	証明なし	給与所得	同上	同上	証明なし	給与所得	同上	同上
	⑦ 勤労者に係る疾病、災害又は持家の取得を理由とする当該基金を経由して行う給付金の支払の請求(財形法令27の5①六)	事業主の証明あり ((注)2参照)	同上	措法29の4 措令19の5二 措規11の5③二	信託会社等が支払の請求を受理した日	⑦ 勤労者に係る疾病、災害又は持家の取得を理由とする当該基金を経由して行う給付金の支払の請求(財形法令27の5①六)	事業主の証明あり ((注)2参照)	同上	措法29の3 措令19の4二 措規11の4③二
	⑧ 上記⑦以外の理由による当該基金を経由して行う給付金の支払の請求(財形法令27の5①七)	証明なし	給与所得	同上	同上	⑧ 上記⑦以外の理由による当該基金を経由して行う給付金の支払の請求(財形法令27の5①七)	証明なし	給与所得	同上
	(3) 当該契約の解約(財形法令27の11一、二)		一時所得 ((注)3参照)	措法29の4	解約の日	(3) 当該契約の解約(財形法令27の11一、二)		一時所得 ((注)3参照)	措法29の3

	(1) 7年を経過した日ごとに支払われるもの(財形法6の3③五)		一時所得	措法29の4	財形法第6条の3第3項第5号に規定する7年を経過した日
3 第二種財形基金給付金 中途支払理由	① 財形貯蓄契約等を締結している者でなくなったこと(財形法令27の16①一)		給与所得	措法29の4 措令19の5二	中途支払理由が生じた日
	② 当該基金に対し脱退の申出をしたため、当該基金の加入員でなくなったこと(財形法令27の16①一)	同上	同上	同上	
	③ 勤労者が死亡したため、当該基金の加入員でなくなったこと(財形法令27の16①一)		非課税 (注)1参照		
	④ 次のいずれかに該当するもの(財形法令27の16①二) イ 設立事業場の勤労者でなくなったため、当該基金の加入員でなくなったこと ロ 給与所得者の扶養控除等申告書を当該事業場を経由して提出する勤労者以外の者となつたため、当該基金の加入員でなくなったこと	一時所得	措法29の4 措令19の5二	中途支払理由が生じた日	
	⑤ 当該基金の規約により定められている資格を喪失したため、当該基金の加入員でなくなったこと(財形法令27の16①三)	事業主及び基金の証明あり (注)4参照	同上	措法29の4 措令19の5二 措規11の5②、③一	同上
	⑥ 勤労者に係る疾病、災害又は持家の取得を理由とする当該基金に対して行う給付金の支払の請求(財形法令27の16①四)	事業主の証明あり (注)2参照	一時所得	措法29の4 措令19の5二 措規11の5③二	銀行等が支払の請求を受理した日
	⑦ 上記⑥以外の理由による当該基金に対して行う給付金の支払の請求(財形法令27の16①五)	証明なし	給与所得	同上	同上
	(3) 当該契約の解約(財形法令27の22一、二)		一時所得 (注)3参照	措法29の4	解約の日

(注) 1 勤労者の死亡により支払を受ける財形給付金の額又は第一種財形基金給付金の額若しくは第二種財形基金給付金の額は、相続税の課税価格計算の基礎に算入されるものであるから、

	(1) 7年を経過した日ごとに支払われるもの(財形法6の3③五)		一時所得	措法29の3	財形法第6条の3第3項第5号に規定する7年を経過した日
3 第二種財形基金給付金 中途支払理由	① 財形貯蓄契約等を締結している者でなくなったこと(財形法令27の16①一)		給与所得	措法29の3 措令19の4二	中途支払理由が生じた日
	② 当該基金に対し脱退の申出をしたため、当該基金の加入員でなくなったこと(財形法令27の16①一)	同上	同上	同上	同上
	③ 勤労者が死亡したため、当該基金の加入員でなくなったこと(財形法令27の16①一)		非課税 (注)1参照		
	④ 次のいずれかに該当するもの(財形法令27の16①二) イ 設立事業場の勤労者でなくなったため、当該基金の加入員でなくなったこと ロ 給与所得者の扶養控除等申告書を当該事業場を経由して提出する勤労者以外の者となつたため、当該基金の加入員でなくなったこと	一時所得	措法29の3 措令19の4二	中途支払理由が生じた日	
	⑤ 当該基金の規約により定められている資格を喪失したため、当該基金の加入員でなくなったこと(財形法令27の16①三)	事業主及び基金の証明あり (注)4参照	同上	措法29の3 措令19の4二 措規11の4②、③一	同上
	⑥ 勤労者に係る疾病、災害又は持家の取得を理由とする当該基金に対して行う給付金の支払の請求(財形法令27の16①四)	事業主の証明あり (注)2参照	一時所得	措法29の3 措令19の4二 措規11の4③二	銀行等が支払の請求を受理した日
	⑦ 上記⑥以外の理由による当該基金に対して行う給付金の支払の請求(財形法令27の16①五)	証明なし	給与所得	同上	同上
	(3) 当該契約の解約(財形法令27の22一、二)		一時所得 (注)3参照	措法29の3	解約の日

(注) 1 勤労者の死亡により支払を受ける財形給付金の額又は第一種財形基金給付金の額若しくは第二種財形基金給付金の額は、相続税の課税価格計算の基礎に算入されるものであるから、

改	正	後	改	正	前
所得税基本通達9—17の適用があることに留意する。	2 「事業主の証明あり」とは、勤労者に係る疾病、災害又は持家の取得を理由とする財形給付金等の支払の請求について、 <u>措置法規則第11条の5第1項又は第3項第2号</u> ((一時所得となる財形給付金等の中途支払理由))に規定する事業主の証明がされた場合をいう。	3 事業主又は基金が同一の勤労者に関し2以上の財形給付金契約等を締結している場合には、厚生労働大臣の承認の取消しが行われたこと等により当該契約等が解約されるときを除き、その締結している全ての財形給付金契約等が解約されることになっている。	4 「事業主及び基金の証明あり」とは、 <u>措置法規則第11条の5第3項第1号</u> に規定する次に掲げる事業主及び基金の証明がされた場合に限られることに留意する。	(1) 勤労者が心身の故障のため休養を要することとなったこと又は設立事業場を休業したことについての事業主の証明 (2) 上記(1)の事実が生じたことにより当該基金の規約で定めている資格を喪失し加入員でなくなったことについての基金の証明	所得税基本通達9—17の適用があることに留意する。
<b>(財形給付金等に含まれるもの)</b>	<b>(財形給付金等に含まれるもの)</b>		<b>(財形給付金等に含まれるもの)</b>	<b>(財形給付金等に含まれるもの)</b>	
<u>29の4—3</u> 財形給付金契約等の相手方である財形法第6条の2第1項に規定する信託会社等又は第6条の3第2項((勤労者財産形成基金契約))に規定する信託会社等若しくは同条第3項に規定する銀行等が、 <u>29の4—2</u> の表の「収入すべき時期」欄に掲げる日後に財形給付金等を支払う際に、これらの日の翌日からその支払の日までの期間に対応する利子その他これに準ずるものを、当該財形給付金契約等においてあらかじめ約定されたところにより付加することとしている場合において、当該期間がその財形給付金等の支払に要する期間として相当と認められるとき（おおむね1か月以内であるとき）は、その付加する金額についても、 <u>措置法第29条の4</u> に規定する財形給付金等に含まれるものとして差し支えない。	<u>29の3—3</u> 財形給付金契約等の相手方である財形法第6条の2第1項に規定する信託会社等又は第6条の3第2項((勤労者財産形成基金契約))に規定する信託会社等若しくは同条第3項に規定する銀行等が、 <u>29の3—2</u> の表の「収入すべき時期」欄に掲げる日後に財形給付金等を支払う際に、これらの日の翌日からその支払の日までの期間に対応する利子その他これに準ずるものを、当該財形給付金契約等においてあらかじめ約定されたところにより付加することとしている場合において、当該期間がその財形給付金等の支払に要する期間として相当と認められるとき（おおむね1か月以内であるとき）は、その付加する金額についても、 <u>措置法第29条の3</u> に規定する財形給付金等に含まれるものとして差し支えない。		<u>29の4—4</u> 事業主がその勤労者につき <u>措置法規則第11条の5第1項又は第3項第2号</u> の規定により証明する支払の請求とは、当該勤労者が他に資金を有していないことなどにより、次に掲げる支出に充てるためにやむなく財形給付金等の支払	<u>29の3—4</u> 事業主がその勤労者につき <u>措置法規則第11条の4第1項又は第3項第2号</u> の規定により証明する支払の請求とは、当該勤労者が他に資金を有していないことなどにより、次に掲げる支出に充てるためにやむなく財形給付金等の支払	
<b>(やむを得ない中途支払理由で勤労者の疾病等によるもの)</b>	<b>(やむを得ない中途支払理由で勤労者の疾病等によるもの)</b>				

の請求をせざるを得ないと認められる場合の当該支払の請求をいうことに留意する。

- (1) 勤労者の疾病（傷害を含む。）により、その治療のために、又は治療を要する間休養するために要する支出（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）
- (2) 勤労者の有する生活に通常必要な資産について災害が生じたことにより、その原状回復のために要する支出（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）
- (3) 勤労者が自己の居住の用に供する住宅の新築、購入又は増改築（床面積の増加を伴うものに限る。）に要する支出

#### （第二種財形基金給付金に係る所得の源泉徴収等）

**29の4—5** 第2種財形基金給付金の支払は、財形法第7条の19((基金の行う業務))の規定により、基金がその加入員である勤労者に対して行うこととされているが、当該給付金については、措置法第29条の4の規定により財形法第6条の3第3項に規定する銀行等が支払うものとみなされているから、当該銀行等は、所得税法の定めるところに従い、次に掲げるところにより源泉徴収等をしなければならないことに留意する。

- (1) 当該給付金のうち給与等とみなされるものを支払う際には所得税を徴収し納付すること。  
イ 給与等とみなされる第二種財形基金給付金 「給与所得の源泉徴収票」  
ロ 一時所得に係る総収入金額とみなされる第二種財形基金給付金 「生命保険契約等の一時金の支払調書」
- (2) 当該給付金に関する次の法定調書を作成の上、税務署長に提出すること。  
イ 給与等とみなされる第二種財形基金給付金 「給与所得の源泉徴収票」  
ロ 一時所得に係る総収入金額とみなされる第二種財形基金給付金 「生命保険契約等の一時金の支払調書」

#### （給与等とみなされる財形給付金等に係る源泉徴収税額）

**29の4—6** 措置法第29条の4の規定により給与等とみなされる財形給付金等に係る源泉徴収税額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間を所得税法第186条第1項第2号ロ((賞与に係る徴収税額))に規定する「賞与の金額の計算の基礎となつた期間」として計算した同号ロに掲げる税額とする。

- (1) その財形給付金契約等に基づき、その勤労者に対して最初に支払われるものの財形給付金契約等に基づきその勤労者のために最初に信託金、保険料、

の請求をせざるを得ないと認められる場合の当該支払の請求をいうことに留意する。

- (1) 勤労者の疾病（傷害を含む。）により、その治療のために、又は治療を要する間休養するために要する支出（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。）
- (2) 勤労者の有する生活に通常必要な資産について災害が生じたことにより、その原状回復のために要する支出（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。）
- (3) 勤労者が自己の居住の用に供する住宅の新築、購入又は増改築（床面積の増加を伴うものに限る。）に要する支出

#### （第二種財形基金給付金に係る所得の源泉徴収等）

**29の3—5** 第2種財形基金給付金の支払は、財形法第7条の19((基金の行う業務))の規定により、基金がその加入員である勤労者に対して行うこととされているが、当該給付金については、措置法第29条の3の規定により財形法第6条の3第3項に規定する銀行等が支払うものとみなされているから、当該銀行等は、所得税法の定めるところに従い、次に掲げるところにより源泉徴収等をしなければならないことに留意する。

- (1) 当該給付金のうち給与等とみなされるものを支払う際には所得税を徴収し納付すること。  
イ 給与等とみなされる第二種財形基金給付金 「給与所得の源泉徴収票」  
ロ 一時所得に係る総収入金額とみなされる第二種財形基金給付金 「生命保険契約等の一時金の支払調書」
- (2) 当該給付金に関する次の法定調書を作成の上、税務署長に提出すること。  
イ 給与等とみなされる第二種財形基金給付金 「給与所得の源泉徴収票」  
ロ 一時所得に係る総収入金額とみなされる第二種財形基金給付金 「生命保険契約等の一時金の支払調書」

#### （給与等とみなされる財形給付金等に係る源泉徴収税額）

**29の3—6** 措置法第29条の3の規定により給与等とみなされる財形給付金等に係る源泉徴収税額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間を所得税法第186条第1項第2号ロ((賞与に係る徴収税額))に規定する「賞与の金額の計算の基礎となつた期間」として計算した同号ロに掲げる税額とする。

- (1) その財形給付金契約等に基づき、その勤労者に対して最初に支払われるものの財形給付金契約等に基づきその勤労者のために最初に信託金、保険料、

改	正	後	改	正	前
<p>共済掛金若しくは証券投資信託の設定のための金銭（以下この項において「信託金等」という。）又は預貯金の預入若しくは有価証券の購入に係る金銭（以下この項において「預入金等」という。）の払込みが行われた日の属する月から、その財形給付金等が支払われるべき日（<u>29の4—2</u>の表の「収入すべき時期」欄に掲げる日をいう。以下(2)において同じ。）の属する月までの期間</p> <p>(2) その財形給付金契約等に基づき、その勤労者に対して2回目分以後に支払われるもの 当該2回目分以後に支払われる財形給付金等の直前に支払われた財形給付金等に係る最後の信託金等又は預入金等の払込みが行われた日後、最初に信託金等又は預入金等の払込みが行われた日の属する月から、当該2回目分以後に支払われる財形給付金等が支払われるべき日の属する月までの期間</p>			<p>共済掛金若しくは証券投資信託の設定のための金銭（以下この項において「信託金等」という。）又は預貯金の預入若しくは有価証券の購入に係る金銭（以下この項において「預入金等」という。）の払込みが行われた日の属する月から、その財形給付金等が支払われるべき日（<u>29の3—2</u>の表の「収入すべき時期」欄に掲げる日をいう。以下(2)において同じ。）の属する月までの期間</p> <p>(2) その財形給付金契約等に基づき、その勤労者に対して2回目分以後に支払われるもの 当該2回目分以後に支払われる財形給付金等の直前に支払われた財形給付金等に係る最後の信託金等又は預入金等の払込みが行われた日後、最初に信託金等又は預入金等の払込みが行われた日の属する月から、当該2回目分以後に支払われる財形給付金等が支払われるべき日の属する月までの期間</p>		